

令和2年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年11月5日(木) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

- 事務局長 菊地 一彦
 事務局次長 西村 眞徳
 事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (所有権移転) 6件

議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (利用権貸借) 9件

追加議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

2 件

追加議案第 57 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ 農業委員会新年会の開催について
- ・ 第 13 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 2 年第 12 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「9 番、鎌田 長和委員」、「10 番、松良 公人委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 26、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 53 号、番号 26 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,940 m²」、外 4 筆、計「7,592 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢により、農地を弟に譲りたい」。

譲受人は「兄の農地を譲り受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「0a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19番 「〇〇〇〇」さんが兄の方なのですが、十数年前に実家を出ております。その後、「〇〇〇〇」さん、弟さんの方が、実家を継いでおられますけれども、登記上「〇〇〇〇」のものを「〇〇〇〇」に登記を変えたいということでございます。「〇〇〇〇」さんは十数年、専業農家1人でがんばっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第54号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。

番号75、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第54号について説明します。

番号75、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,288㎡」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「192.6 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 先ほど説明がありましたように、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の方
でございますけど、母親の介護が手一杯ということで、ちょうど隣接
する「〇〇〇〇」〇〇〇〇君ところの園地、隣接しておりますので、
〇〇〇〇で買っていただけないかという話の中でまとまりました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 76、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 76、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,298
m²」、外 2 筆、計「3,412 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「257.2
a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんはご近所であります。〇〇〇
〇さんは〇〇〇〇と高齢で、みかん作りしんどくなったとのことで、
「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇でしたけれども辞めて専業でみかん作りを

しております。土地の 1298 m²と 57 m²は、みかんはうまっていない更地の状態で、年に 2 回草刈りをしている状態です。2,057 m²の土地にはみかんがうまっております。それを併せての〇〇〇〇が金額であります。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 77 から 78 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは番号 77 から 78 まで一括して説明します。

番号 77、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,091 m²」、外 5 筆、計「6,999 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「21.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は約 21 a ですが、このたび譲り受ける農地と合わせると下限面積である 70 a を超えるため、問題はありません。

番号 78、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「620 m²」、外 1 筆、計「4,013 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「412.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 77 について説明します。売り手の「〇〇〇〇」さんと買い手の「〇〇〇〇」さんはいとこ同士であります。長い間、買い手の「〇〇〇〇」さんがずっと作っておられたそうです。いつか譲り受けるということで、そのいつかが今だったみたいです。金額〇〇〇〇ということなんですけど、いとこ同士、近い身内ということで、よろしく願いします。

番号 78 について説明します。買い手の「〇〇〇〇」さんですが、売り手の「〇〇〇〇」さん、もう高齢となっております。隣接した園地で、続けて買うということで、「〇〇〇〇」さんが買い取ることになっております。また「〇〇〇〇」さんは熱心な方で一生懸命がんばっておられます。審議の程、よろしく願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 79 から 80 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 79 から 80 まで一括して説明します。

番号 79、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「251 m²」、外 3 筆、計「857 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「372.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 80、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「727 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は0aですが、父「〇〇〇〇」の経営地44aを共に耕作しており、このたび譲り受ける農地と合わせると約51aとなります。川之石地区の下限面積は特例により30aとなっており、売買では20aを追加した50aとなるため問題はありません。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

16番 番号79について説明します。買い手の「〇〇〇〇」さんが何年も前から作られていた園地ですのでよろしくお願いします。

番号80についてですが、売り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇に住んでおられまして、親が亡くなられ、こちらの土地を処分しているところです。買い手の「〇〇〇〇」さんは、お父さんがまだ元気で、親子相談の上で購入するということですので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第55号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。

番号206から207まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第55号、番号206から207まで、一括して説明致します。

番号206、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,622㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積

「159.5a」、期間「9年3ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号207、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「847㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「109.5a」、期間「9年3ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号206・207について説明します。「〇〇〇〇」さん、ご高齢ですが、まだ元気で今年はみかん作り出来るということでやられていたんですけど、収穫を目の前にしてちょっと弱気になったのか、もう、ちょっとあてたいということで、まだまだ余力のある「〇〇〇〇」君と「〇〇〇〇」君、共に〇〇〇〇、この2人にあてたいということで話がまとまっております。

よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号208から209まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号208から209まで、一括して説明致します。

番号208、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「889㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積

「410.7a」、期間「9年4ヶ月」。

番号209、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「956㎡」、外2筆、計「3,399㎡」。新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「410.7a」、期間「9年4ヶ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 番号208についてですが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇をやられていて、定年退職後に実家で農業されておられます。今回、この土地、共同モノレールの1番奥で、自分1人でやっているの、余裕がないので、手前の「〇〇〇〇」さんをお願いするということになりました。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を出てから、〇〇〇〇をされ、その後農家をやっています。地元でも有望な方なのでよろしくお願ひします。

次の番号209についてですが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で元々母親が10年ほど前までやられていたんですけど、〇〇〇〇で亡くなってそのまま〇〇〇〇さんところが作っていたんですけど、今回使用貸借ということで話がまとまっておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号210、事務局の説明を求めます。

事務局 番号210、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「575㎡」、外3筆、計「5,596㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「45.7a」、期間「14年6ヶ月」。

「〇〇〇〇」の経営面積は45.7aですが、このたび借り受ける農地の面積を合わせると、約100aとなるため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 これずっと耕作していた土地でありまして、今回〇〇〇〇の関係もありまして、この際きっちりとしたいということです。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇前後で、土・日曜日には息子さんも手伝いにいけるようなので、問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号211、事務局の説明を求めます。

事務局 番号211から214については再設定及び再設定扱いの案件となっています。

番号211、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,086㎡」、外3筆、計「1,820㎡」。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「148.1a」、期間「5年」。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 211 番から 214 番まで一括して承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 追加議案がありますので、議案第 56 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。
番号 3、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは議案第 56 号、番号 3 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「宅地」、面積「266 m²」です。
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「農業用倉庫用地」、転用理由「道路沿いの便利な申請地を利用して農業用倉庫を建築したい」とのことです。
追加議案の参考資料 1 ページ位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇の近くに位置した場所となります。この土地は概ね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域内にあることから、農地区分は「第 1 種農地」となり、転用は原則許可となります。
ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「農業用施設」に該当することから、当案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。ただ、この土地につきましては、〇〇〇〇にすでに農業用倉庫が建てられており、違反転用となっていたことと、3,000 m²以下の優良農地に該当するため、詳細については事前に農地部会において審議しております。
別添の参考資料 2 ページから 4 ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。
以上です。

議 長 この案件は農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告を
よろしくをお願いします。

4 番 農地部会で検討しておりますが、まずは地元委員で説明を受けた方
が良いと思いますので、地元委員の説明を求めます。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 説明します。〇〇〇〇の件ですけど、〇〇〇〇ではだいたい〇〇〇
〇から〇〇〇〇にかけて農地を利用して大型な倉庫が建ちました。〇
〇〇〇さん〇〇〇〇に建てていますが、それまでは5坪くらいの小さな
倉庫でがんばっておられました。その為、毎日収穫の後は11時頃
まで選別をしていたそうです。当時、〇〇〇〇ではこういった農地を
利用して建てる案件が少なく、僕が記憶している中では〇〇〇〇さ
んが2件目くらいな感じで、それまでは自分の倉庫を高く立て直した
りということが多かったと思います。まだその頃そういう事例が少な
かった為、こういう農地法に詳しい人がいなかったということで、間
違って200㎡以内なら大丈夫と間違えて認識してしまったというこ
とです。

本人も十分反省しておりまして、今回経営移譲するということで、
ちょうど農業用倉庫も名義を変えるということで、今回こういったこ
とが分かったということです。反省文も出ておりまして、十分反省し
ておりますので、審議の程よろしくをお願いします。

4 番 ただいま事務局より地元委員より説明を受けました。そして、副部
会長2人と私と事務局とで現地も行かしていただきました結果、始末
書として書いてはありますが、〇〇〇〇に建てられたということは、
今、元委員から説明があったように、その時には200㎡以内であった
ということを認識しておられたということです。

なぜ今回、この〇〇〇〇から今の令和になって、この問題が起きた
かということは、息子さんに経営移譲することによって、この200㎡
以上になったということに気付かれ、そしてこういう風にして議案と
して出されたということです。

農地部会では、これは始末でなくて、承認してあげるべき案件であ
るということで了承しておりますので報告致します。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 56 号、番号 4 及び追加議案第 57 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
番号 11 は関連事項でありますので、一括審議と致します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 56 号、番号 4 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「4.71 m²」、外 1 筆、計「242.71 m²」です。
申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、
「〇〇〇〇」です。
転用目的「進入路及び駐車場用地」、転用理由「現在、市道から農家住宅及び農作業場への進入路が狭いため、中型貨物自動車が入れる進入路に付け替えたい」とのことです。
参考資料の 5 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しております。この土地は概ね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域内にあることから、農地区分は「第一種農地」となり、転用は原則許可となります。ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「既存施設の拡張」に該当することから、当案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。なお、この案件につきましては、3,000 m²以下の優良農地に該当するため、事前に農地部会において確認をいただいております。
別添の参考資料 6 ページから 7 ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

続いて、議案第 57 号、番号 11 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「99 m²」、外 1 筆、計「268 m²」です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、
「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「農家住宅用地」、転用理由「現在、借家住まいのため、農作業場及び両親の自宅が近い申請地を譲り受けて、農家住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 8 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、先ほどの案件の農家住宅への進入路及び駐車場用地に隣接した場所となります。この土地も概ね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域内にあることから、農地区分は「第一種農地」となり、転用は原則許可となります。ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「集落に接続して住宅を設置するため」に該当することから、当案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。なお、この案件につきましても、3,000 m²以下の優良農地に該当するため、事前に農地部会において確認をいただいております。

また、今回の追加議案の 3 件とも、3,000 m²以下の優良農地に該当するため、本会議においてご審議いただき、適当と認めていただきましたら、今月の 24 日に予定されております県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後、県に進達する運びとなります。

参考資料 9 ページから 11 ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 今ほどご説明がありました通り、4 条の許可申請ですけれども、「〇〇〇〇」君が所有する農地、また市道に面するのり面があるわけですが、説明の通り、市道から進入路を広くして、さらに後、説明がありました 5 条の許可で、「〇〇〇〇」君の長男「〇〇〇〇」君、今、結婚して〇〇〇〇の方に住んでおられるようでございますけれども、同じ敷地の中で住宅を建てて、農作業に励みたいというようなことでございますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、この案件は農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をよろしく申し上げます。

4番

それでは、私の方から報告をさせていただきます。

ただいま、事務局及び地元委員より説明がありましたように、確かに私も近隣に住居を構えておりまして、この場所を確認させていただきましたら、大変、車の移動が難しく、とにかく狭いということと、先ほどの議題にもありましたように、「〇〇〇〇」という名前で自分個人でやっておられるため、従業員が数人やってまいります。駐車場は難しく、進入路が狭いということで、それを大変無理こなしながら今までやってこられたと思います。今回この案件にて是非承認していただきましたら、従業員も駐車場ができ、後継者が親元と一緒に共同で生活ができ、顔が見れる姿になると思いますので、農地部会では、そういう思いを報告させて思いながら承認させていただきましたので、皆さんに報告致します。

よろしくお願い致します。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年11月5日

会 長 大本 定一

議事録署名人 鎌田 長和

議事録署名人 松良 公人